

出水市病院事業医師修学資金貸与条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、出水市病院事業医師修学資金貸与条例(平成21年出水市条例第 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸与の申請手続)

第2条 条例第2条に規定する申請をしようとする者は、病院事業医師修学資金貸与申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、病院事業管理者(以下「管理者」という。)に提出しなければならない。ただし、当該申請をする日の属する年度に大学(条例第2条第1号に規定する大学をいう。以下同じ。)に入学した者又は医師の免許を有する者にあつては、第1号に掲げる書類の添付を要しないものとする。

大学の学業成績証明書

大学若しくは大学院(条例第2条第3号に規定する大学院をいう。以下同じ。)の医学を履修する課程に在学する者又は臨床研修(条例第2条第2号に規定する臨床研修をいう。以下同じ。)を受けている者であることを証する書類

誓約書(第2号様式)

その他管理者が必要と認める書類

(保証人)

第3条 病院事業医師修学資金(以下「修学資金」という。)の貸与を受けようとする者は、保証人を2人立てなければならない。

2 前項の保証人のうち、1人は修学資金の貸与を受けようとする者の親族(修学資金の貸与を受けようとする者が未成年者である場合にあつては、親権者、未成年後見人又はこれに代わる者と管理者が認めた者)とし、他の1人は成年人であつて独立の生計を営み、かつ、修学資金の返還の責めを負うことができる程度の資力を有するものとする。

(選考及び決定の通知)

第4条 修学資金の貸与を受ける者の選考は、第2条の規定により提出された書類の審査により行うものとする。この場合において、管理者は、必要があると認めるときは、面接を行うことができる。

2 管理者は、修学資金の貸与を受ける者の選考を行ったときは、病院事業医師修学資金貸与決定通知書（第3号様式）によりその結果を申請者に通知するものとする。

（貸与の方法及び貸与期間）

第5条 管理者は、毎月、当該月の修学資金を1月分ずつ貸与するものとする。

ただし、管理者は、特別の事情があると認めるときは、2月分以上を併せて貸与することができる。

2 条例第3条第2項で定める貸与期間は、貸与を決定した月から大学若しくは大学院を卒業する日の属する月までの間（正規の修業期間に限る。）又は臨床研修を終了する日の属する月までの間で修学資金の貸与を受けた者（以下「被貸与者」という。）が希望する月までとする。ただし、貸与を決定した年度にあっては、当該年度の9月末日までに申請した者に対しては、当該年度の4月分から貸与できるものとする。

（貸与の解除の通知）

第6条 管理者は、条例第5条第1項の規定により修学資金の貸与を解除したときは、直ちに被貸与者にその旨を通知するものとする。

（病院事業医師修学資金借用証書の提出）

第7条 被貸与者は、修学資金の貸与期間が満了したとき、又は条例第5条第1項の規定により修学資金の貸与を解除されたときは、直ちに貸与を受けた修学資金の全額について病院事業医師修学資金借用証書（第4号様式）を管理者に提出しなければならない。

（返還方法の変更承認の申請手続）

第8条 条例第8条第1項ただし書の規定により別に期限を定めて、又は分割して返還することを希望する者は、同項各号のいずれかに該当するに至った日か

ら起算して20日以内に、病院事業医師修学資金返還方法変更承認申請書（第5号様式）を管理者に提出しなければならない。

（返還方法の変更決定）

第9条 管理者は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、変更の可否を決定し、病院事業医師修学資金返還方法変更決定通知書（第6号様式）により申請者に通知するものとする。

（返還債務の免除の申請手続）

第10条 条例第6条又は第7条の規定による返還債務の免除を受けようとする者は、病院事業医師修学資金返還債務免除申請書（第7号様式）に条例第6条各号又は第7条各号のいずれかに該当することを証する書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

（返還債務の免除の決定）

第11条 管理者は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、返還債務の免除の可否について決定し、病院事業医師修学資金返還債務免除決定通知書（第8号様式）により申請者に通知するものとする

（返還猶予の申請手続）

第12条 条例第9条第2号の規定による返還債務の履行の猶予を受けようとする者は、病院事業医師修学資金返還債務履行猶予申請書（第9号様式）に災害、疾病その他やむを得ない理由が存することを証する書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

（返還猶予の決定）

第13条 管理者は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、猶予の可否を決定し、病院事業医師修学資金返還債務履行猶予決定通知書（第10号様式）により申請者に通知するものとする。

（延滞利息）

第14条 条例第10条の規定により徴収する延滞利息は、修学資金の当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額の年14.6パーセントの割合で算出した額とする。

(学業成績証明書の提出)

第 1 5 条 被貸与者は、修学資金の貸与を受け始めた年の翌年から大学を卒業するまでの間、毎年 4 月 3 0 日までに前学年における学業成績証明書を管理者に提出しなければならない。

(届出)

第 1 6 条 被貸与者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その旨を記載した文書にこれを証する書類を添えて、直ちに、管理者に届け出なければならない。

氏名又は住所を変更したとき。

退学したとき。

修学に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。

休学し、又は停学の処分を受けたとき。

復学したとき。

保証人の氏名、住所又は職業に変更があったとき。

保証人が死亡したとき、又は破産手続開始の決定その他保証人として適当でない理由が生じたとき。

医師法(昭和 2 3 年法律第 2 0 1 号)第 6 条第 2 項の医師免許証の交付を受けたとき。

2 被貸与者は、保証人が死亡その他の理由により資格を失い、又は管理者が不相当と認めてその変更を求めたときは、直ちに、別に保証人を定め、その旨を管理者に届け出なければならない。

3 被貸与者が死亡したときは、その者の保証人は、その旨を記載した文書にこれを証する書類を添えて、直ちに、管理者に届け出なければならない。

(現況報告書の提出)

第 1 7 条 被貸与者は、大学を卒業した日から修学資金の返還債務の全部を免除され、又は返還債務の履行を終える日までの間、毎年 4 月 1 5 日までに、同月 1 日現在の状況を現況報告書(第 1 1 号様式)により管理者に報告しなければならない。

附 則

この規程は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

（表）
病院事業医師修学資金貸与申請書

年 月 日

（あて先）出水市病院事業管理者

申請者 住 所
氏 名 印

出水市病院事業医師修学資金の貸与を受けたいので、出水市病院事業医師修学資金貸与条例第2条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

申請者	ふりがな		性別			
	氏名		男・女	生年月日	年 月 日	
	住所	郵便番号（ ）電話番号（ ）				
	本籍					
申請者の区分	大学生	大学の名称				
		学部・学科	学部	学科	学年	年
		大学の所在地	郵便番号（ ）電話番号（ ）			
		卒業予定年月	年 月卒業見込み			
	大学院生	医師登録番号	第 号	登録日	年 月 日登録	
		大学院の名称				
		大学院の所在地	郵便番号（ ）電話番号（ ）			
		在学予定期間	年 月から		年 月まで	
	臨床研修医	医師登録番号	第 号	登録日	年 月 日登録	
		所属する病院等の名称				
		所属する病院等の所在地	郵便番号（ ）電話番号（ ）			
		修了等予定年月	年 月修了見込み			
修学資金	貸与月額	15万円				
	貸与希望期間	年 月から		年 月まで（ 月間）		
	貸与希望総額	万円（貸与月額×希望月数）				

(裏)

家族の状況	氏名	続柄	年齢	申請者との同居又は別居の別	職業(勤務先)又は学校名	所得額(年額)
保証人	本籍					
	住所					
	氏名別	男・女	生年 月日	年 月 日	続柄	
	職業			所得額(年額)		
	勤務先					
保証人	本籍					
	住所					
	氏名別	男・女	生年 月日	年 月 日	続柄	
	職業			所得額(年額)		
	勤務先					

上記の申請により修学資金の貸与を受けたときは、本人と連帯してその債務を履行することを保証します。

保証人住所
氏名 印

保証人住所
氏名 印

(注1) 保証人のうち1人は親族(申請者が未成年者の場合は、法定代理人)とすること。

(注2) 残る1人の保証人は、経済的に独立した世帯の者とする。

第2号様式（第2条関係）

誓 約 書

年 月 日

（あて先）出水市病院事業管理者

申請者	住 所	
	氏 名	印
法定代理人	住 所	
	氏 名	印

出水市病院事業医師修学資金貸与条例に基づき修学資金の貸与を受けること
となったときは、同条例及び出水市病院事業医師修学資金貸与条例施行規程の規
定を遵守し、卒業又は研修修了後は、出水市病院事業における医師の業務に従事
することを誓約します。

（注）申請者が未成年者の場合は、法定代理人も署名し、押印すること。

第3号様式（第4条関係）

病院事業医師修学資金貸与決定通知書

年 月 日

様

出水市病院事業管理者

印

年 月 日付けで申請のあった出水市病院事業医師修学資金の貸与について、下記のとおり決定したので通知します。

記

貸与の可否	
理由	
貸与番号	年度第 号
貸与金額	月額 15万円
貸与期間	年 月から 年 月まで

- 1 この決定に不服がある場合には、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、出水市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定については、この通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内(上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内)に、出水市を被告として(訴訟において出水市を代表する者は出水市病院事業管理者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第4号様式(第7条関係)

病院事業医師修学資金借用証書

年 月 日

(あて先) 出水市病院事業管理者

	貸与番号	年度第	号
被貸与者	住所 氏名		印

出水市病院事業医師修学資金の貸与を受け、下記の金額を借用しました。

借用金額 円

上記の借用金額に関する被貸与者の債務について、本人と連帯して履行の責めに任じます。

年 月 日

保証人	住所 氏名	印
保証人	住所 氏名	印

第5号様式（第8条関係）

病院事業医師修学資金返還方法変更承認申請書

年 月 日

（あて先）出水市病院事業管理者

申請者	{	被貸与者	貸与番号	年度第	号
		保 証 人	住 所 氏 名		印
		保 証 人	住 所 氏 名		印
		保 証 人	住 所 氏 名		印

出水市病院事業医師修学資金の返還の方法について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

現在の返還方法	返還方法の別	一括払	年賦払	半年賦払	月賦払
	毎回の返還金額	円			
	返 還 期 間	年 月から		年 月まで	
貸 与 期 間	年 年 月から		（ 月間）		
返 還 未 済 額	円	貸 与 総 額		円	
		返 還 済 額		円	
		返 還 免 除 額		円	
変更後の返還方法	返還方法の別	一括払	年賦払	半年賦払	月賦払
	毎回の返還金額	円	円	円	円
	毎回の予定日	月 日	毎年 月	毎年 月、 月	毎月 月
	今後返還に要する期間	年 年 月から		（ 月間）	
変更しようとする理由					
注：該当する の中に「レ」を記入すること。					

第6号様式（第9条関係）

病院事業医師修学資金返還方法変更決定通知書

年 月 日

様

出水市病院事業管理者



年 月 日付けで申請のあった出水市病院事業医師修学資金の返還の方法の変更について、下記のとおり決定したので通知します。

記

貸 与 番 号		年度第 号			
変 更 の 可 否					
現在の返還方法	返 還 方 法 の 別	一括払	年賦払	半年賦払	月賦払
	毎回の返還金額	円			
	返 還 期 間	年 月から		年 月まで	
貸 与 期 間		年 月から		(月間)	
返 還 未 済 額		円		貸 与 総 額	円
				返 還 済 額	円
				返 還 免 除 額	円
変更後の返還方法	返 還 方 法 の 別	一括払	年賦払	半年賦払	月賦払
	毎回の返還金額	円	円	円	円
	毎回の予定日	月 日	毎年 月	毎年 月、 月	毎月 月
	今後返還に要する期間	年 月から		(月間)	

第7号様式（第10条関係）

（表）
病院事業医師修学資金返還債務免除申請書

年 月 日

（あて先）出水市病院事業管理者

		貸与番号	年度第	号
申請者	{	被貸与者	住所名	印
		保証人	住所名	印
		保証人	住所名	印

下記のとおり出水市病院事業医師修学資金の免除を受けたいので、別紙証明書類を添えて申請します。

記

貸与を受けた期間	年 月から 年 月まで
貸与を受けた金額	円
返還免除を希望する金額	円
該 当 事 項	<p>1 出水市病院事業の医師として通算して在職した期間が、修学資金の貸与を受けた期間に達した。（条例第6条第1号該当）</p> <p>2 公務上死亡し、又は公務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなった。（条例第6条第2号該当）</p> <p>3 出水市病院事業の医師として通算して在職した期間が1年以上で、かつ、修学資金の貸与を受けた期間に達しなかった。（条例第7条第1号該当）</p> <p>4 死亡又は心身の故障その他やむを得ない理由により貸与を受けた修学資金を返還することができなくなった。（条例第7条第2号該当）</p> <p>5 その他特別の理由（条例第7条第3号該当）</p>
説 明	（4又は5の場合の具体的理由）

第8号様式(第11条関係)

病院事業医師修学資金返還債務免除決定通知書

年 月 日

様

出水市病院事業管理者



年 月 日付けで申請のあった出水市病院事業医師修学資金返還債務の免除について、下記のとおり決定したので通知します。

記

貸与番号	年度第 号
免除の可否	
理由	
貸与金額	円
免除金額	円

- 1 この決定に不服がある場合には、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、出水市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定については、この通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内(上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内)に、出水市を被告として(訴訟において出水市を代表する者は出水市病院事業管理者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第9号様式（第12条関係）

病院事業医師修学資金返還債務履行猶予申請書

年 月 日

（あて先）出水市病院事業管理者

申請者	被貸与者	貸与番号 住 所 氏 名	年度第	号
				印

出水市病院事業医師修学資金について返還債務の履行の猶予を受けたいので、別紙証明書を添えて申請します。

記

- 1 貸与を受けた修学資金の額 円
- 2 猶予を受けようとする額 円
- 3 猶予を受けようとする期間 年 月から 年 月まで
- 4 猶予申請の理由

第10号様式(第13条関係)

病院事業医師修学資金返還債務履行猶予決定通知書

年 月 日

様

出水市病院事業管理者



年 月 日付けで申請のあった出水市病院事業医師修学資金の返還債務の履行猶予について、下記のとおり決定したので通知します。

記

貸与番号	年度第 号
猶予の可否	
理由	
貸与金額	円
猶予金額	円
猶予期間	年 月から 年 月まで

- この決定に不服がある場合には、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、出水市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この決定については、この通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内(上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内)に、出水市を被告として(訴訟において出水市を代表する者は出水市病院事業管理者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第 1 1 号様式 (第 1 7 条関係)

現 況 報 告 書

年 月 日

(あて先) 出水市病院事業管理者

	貸与番号	年度第	号
被貸与者	住 所		
	氏 名		印

年 4 月 1 日現在の状況について、下記のとおり報告します。

記

- 1 臨床研修に従事しています。
病院の名称
病院の所在地
- 2 後期研修に従事しています。
病院の名称
病院の所在地
- 3 大学院に在学しています。
大学院の名称
大学院の所在地
- 4 医学に係る研究に従事しています。
研究機関等の名称
研究機関等の所在地
研究機関等における身分
- 5 病院又は診療所に勤務しています。
病院又は診療所の名称
病院又は診療所の所在地
- 6 その他

(注) 1 から 6 までのうち該当する番号を で囲み、所要事項を記入し、その旨を証する書類を添付すること。